

3. 建設工事検査要領等

目 次

1. 大阪府総務部契約局建設工事検査要領 3 - 2
2. 大阪府総務部契約局建設工事検査の技術的基準 3 - 2 1
3. 大阪府総務部契約局建設工事成績評定要領 3 - 3 2
4. 大阪府都市整備部請負工事検査基準 3 - 4 1
5. 請負工事検査の指針 3 - 4 3

大阪府総務部契約局建設工事検査要領

(目的)

第1条 この要領は、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号。以下「財務規則」という。）第69条及び大阪府企業財務規則（昭和39年大阪府規則第28号。以下「企業財務規則」という。）第47条の2の規定に基づき、総務部契約局長（以下「契約局長」という。）が行う建設工事検査の実施について必要な事項を定め、もって検査の円滑かつ適正な執行及び工事の品質確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者 知事又は財務規則別表第1及び企業財務規則別表第1の上欄に掲げる者で、契約に関する事務を委任された契約局長又は予算執行機関の長等をいう。
- (2) 発注機関の長 建設工事を発注する本庁部局長又は予算執行機関の長等をいう。
- (3) 監督職員 請負契約（以下「契約」という。）の適正な履行の確保に必要な監督を行うため、発注機関の長が指定した職員をいう。ただし、監督職員を置かない場合は、担当課長補佐、担当（総括）主査又は担当職員とする。
- (4) 検査員 契約の給付の完了確認に必要な検査を行うため、契約局長が指定した職員をいい、原則主査級以上の職階の職員とする。
- (5) 副検査員 検査員の指揮監督を受けて検査業務の補助的な業務を行ない、契約局長が指定した職員をいう。
- (6) 完成検査 契約について給付の完了を確認するための検査
- (7) 指定部分完成検査 設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分の完了を確認するための検査
- (8) 出来高検査 契約について給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う既済部分の確認をするための検査
- (9) 中間検査 契約について給付の完了後では確認できない、又は完了時では容易に修補できない部分及び性能等の確認を給付の完了前に行う検査
- (10) 清算検査 契約を解除する場合において行う既済部分の確認をするための検査
- (11) 技術検査 工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上に資するための検査で、完成検査、指定部分完成検査及び中間検査時に併せて行う。
- (12) 検査 第6号から前号までの検査をいう。

(直接検査と指定検査)

第3条 検査は、契約局長がその所属職員を指定して行う検査（以下「直接検査」という。）及び契約局長が財務規則第69条第1項により、発注機関の職員を検査員に指定して行う検査（以下「指定検査」という。）とする。

2 直接検査と指定検査の検査区分は、別表に定めるとおりとする。ただし、契約局長が必要

と認めるときは、同表の検査区分にかかわらず、検査員を指定することができる。

(検査員の服務等)

第4条 検査員は、検査の実施に当たってこの要領に定めるほか、財務規則又は企業財務規則その他の関係規程に基づき、厳正にその職務を行わなければならない。

- 2 検査員は、適正な検査を実施するために必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。
- 3 検査員は、職務の執行に当たって知り得た契約の相手方の業務上の秘密を他に漏らしてはならない。

(検査の実施依頼)

第5条 発注機関の長は、契約局長に契約の締結を請求したもの又は検査時の契約金額が250万円を超えるものが次の各号のいずれかに該当する場合は、契約局長に対して検査の実施を依頼するものとする。

- (1) 契約の相手方（以下「請負者」という。）から契約について給付の完了（指定した部分の完了を含む。）の届出があったとき。
 - (2) 請負者から建設工事の既済部分につき、検査の請求があった場合で、監督職員において出来高を確認し、その請求を適当と認めるとき。
 - (3) 中間検査をする必要があるとき。
 - (4) 契約を解除するとき。
- 2 前項第1号の給付の完了の届出について、監督職員において工事の完了及び検査に要する竣工図等の図書の整備の確認がなされていない場合は、発注機関の長は、その届出を受理してはならない。

(検査員の指定)

第6条 発注機関の長は、年度当初に指定検査員予定者名簿（以下「名簿」という。）を契約局長に送付するものとする。ただし、建設工事を常に発注しない所属にあつては、検査依頼前に提出することができるものとする。

- 2 契約局長は、指定検査として実施する場合は、原則として当該建設工事の監督職員以外で監督職員の所属するグループ以外のグループの職員を前項の名簿の中から、検査員指名書（様式第1号）により検査員に指定するものとする。

(検査の実施通知)

第7条 契約局長は、検査員を指定した上、検査依頼のあった発注機関の長にあらかじめ検査員氏名、検査の日時及び場所を通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた発注機関の長は、請負者又はその代理人に、あらかじめ検査の日時及び場所を通知するものとする。

(検査の立会い)

第8条 検査は、請負者又はその代理人及び当該検査に係る建設工事の監督職員の立会いのもとに行うものとする。

(検査の実施)

第9条 検査は、契約局長が別に定める大阪府総務部契約局建設工事検査の技術的基準（以下「工事検査の技術的基準」という。）に基づき、契約ごとに個別に、実地に行うものとし、建設工事の目的物について、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により行うものとする。

2 契約書、仕様書等において、部分払いの対象として指定された「製造工場等にある工場製品」の出来高検査にあつては、前項の技術的基準に基づき、机上で確認することができるものとする。

3 検査員は、工事検査の技術的基準に基づき検査を網羅的に行つたことを明らかにする検査記録書（様式第1号の2）を作成するものとする。

(検査調書の作成等)

第10条 検査員は、検査を完了したときは、直に検査調書を作成し、契約局長の決裁を受けた後、契約担当者に送付するものとする。

2 契約担当者は、完成検査又は指定部分完成検査に係る前項の検査調書の送付を受けたときは、速やかに、その結果を検査合格書（様式第2号）により請負者に通知しなければならない。

(軽微な瑕疵の修補指示)

第11条 検査員は、完成検査又は指定部分完成検査において、建設工事の完成を確認した場合で、工事目的物の使用に影響を与えない程度の軽微な瑕疵を認めたときは、検査指示書（様式第3号）により請負者に対して期限を定めて修補を指示するものとする。

2 前項の場合において、請負者が修補をしない場合は、契約担当者は損害の賠償を請負者に請求することができる。

3 第1項の指示を行つた検査員は、監督職員から修補完了の確認をしたことの報告を受けるものとする。

(手直しの指示)

第12条 検査員は、完成検査、指定部分完成検査又は中間検査の結果、工事目的物が設計図書等に適合しておらず、修補が必要と認める場合は、その修補内容を契約担当者に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた契約担当者は、手直し通知書（様式第4号）により請負者に対して修補を指示するものとする。

3 前項の修補が完了した場合、契約担当者は、請負者に対して手直し完了報告書（様式第5

号)を提出させるものとし、同報告書の提出があったときは、契約担当者はその旨を発注機関の長に連絡するものとする。

4 前項の連絡があった場合、発注機関の長は、修補の完了を確認した後、速やかに、契約局長に対して手直し箇所の実施を依頼するものとする。

5 第7条から前条までの規定は、前項の手直し箇所の検査について準用する。この場合において、これらの規定中「検査」とあるのは、「手直し箇所の検査」と読み替えるものとする。

(工事成績の評定)

第13条 検査員は、検査時の契約金額が250万円を超える建設工事に係る完成検査を行ったときは、契約局長が別に定める大阪府総務部契約局建設工事成績評定要領により成績評定を行うものとする。

(細則)

第14条 この要領に定めるもののほか、契約局長が所管する建設工事の契約に係る検査に関し必要な事項は、契約局長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成23年10月1日から施行する。

2 第9条第3項の規定は、指定検査にあつては平成23年11月1日以後に検査するものから適用する。

附 則

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

2 別表の規定は、平成24年度に限り、環境農林水産部の検査については、同表中3,000万円とあるのは2,000万円と読み替えて適用する。

別表（第3条関係）

検査種類	検査区分	
	指定検査	直接検査
<ul style="list-style-type: none"> ・ 完成検査 ・ 指定部分完成検査 ・ 中間検査 	契約金額250万円を超え 3,000万円以下のもの ※1	契約金額3,000万円を超えるもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算検査 	—	契約金額250万円を超えるもの ※1
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出来高検査 	契約金額250万円を超えるもの ※1	—

※1：契約局長の契約締結案件で、契約金額250万円以下のものを含む。

建設工事検査要領様式集

目次

様式番号	様式名	検査の種類		
様式第 1 号	検査員指名書	完成		
		指定部分完成		
		出来高		
		中間		
様式第 1 号の 2	検査記録書	(その 1)	完成・指定部分完成	土木工事
				建築工事
				設備工事
		(その 2)	中間	土木工事
				建築工事
				設備工事
		(その 3)	出来高	一般
				製造工場等にある工場製品
		様式第 2 号	検査合格書	完成
指定部分完成				
様式第 3 号	検査指示書			
様式第 4 号	手直し通知書	完成		
		指定部分完成		
		中間		
様式第 5 号	手直し完了報告書	完成		
		指定部分完成		
		中間		

様

年 月 日

大阪府

検 査 員 指 名 書

年 月 日付で から検査依頼があった下記工事の
完成検査の検査員に指定します。

記

契 約 番 号

事 業 種 別

工 事 名 称

工 事 場 所

工 期 年 月 日 ～ 年 月 日

工 事 種 別

請 負 業 者

契 約 金 額 円

工 事 担 当 課

監 督 職 員 総括監督員
主任監督員
監督員
副監督員

完 成 日 年 月 日

検 査 実 施 日 年 月 日

様

年 月 日

大阪府

検 査 員 指 名 書

年 月 日付で から検査依頼があった下記工事の
指定部分完成検査の検査員に指定します。

記

契 約 番 号

事 業 種 別

工 事 名 称

工 事 場 所

工 期 年 月 日 ～ 年 月 日

工 事 種 別

請 負 業 者

契 約 金 額 円

工 事 担 当 課

監 督 職 員 総括監督員
主任監督員
監督員
副監督員

指定部分完成日 年 月 日

検 査 実 施 日 年 月 日

様

年 月 日

大阪府

検 査 員 指 名 書

年 月 日付で から検査依頼があった下記工事の
出来高検査の検査員に指定します。

記

契 約 番 号

事 業 種 別

工 事 名 称

工 事 場 所

工 期 年 月 日 ～ 年 月 日

工 事 種 別

請 負 業 者

契 約 金 額 円

工 事 担 当 課

監 督 職 員 総括監督員
主任監督員
監督員
副監督員

出 来 高 金 額 円

検 査 実 施 日 年 月 日

様

年 月 日

大阪府

検 査 員 指 名 書

年 月 日付で から検査依頼があった下記工事の
中間検査の検査員に指定します。

記

契 約 番 号

事 業 種 別

工 事 名 称

工 事 場 所

工 期 年 月 日 ～ 年 月 日

工 事 種 別

請 負 業 者

契 約 金 額 円

工 事 担 当 課

監 督 職 員 総括監督員
主任監督員
監督員
副監督員

中 間 検 査 内 容

検 査 実 施 日 年 月 日

様

年 月 日

大阪府

検査合格書 (完成)

貴社がこの度完成した下記工事は、完成検査に合格しました。

記

工 事 名 称

工 事 場 所

工 期 年 月 日 ～ 年 月 日

工 事 種 別

契 約 金 額 円

完 成 日 年 月 日

検 査 日 年 月 日

成 績 評 定 点で合格したことを認めます。

なお、この工事成績評定の結果について疑義があるときは、通知を受けた日から起算して14日（休日含む）以内に、当職に対して、その旨を付した書面により説明を求めることができますので、念のため申し添えます。

様

年 月 日

大阪府

検査合格書（指定部分完成）

貴社がこの度完成した下記工事の指定部分は、完成検査に合格しました。

記

工 事 名 称

工 事 場 所

工 期 年 月 日 ～ 年 月 日

工 事 種 別

契 約 金 額 円

指 定 部 分 完 成 日 年 月 日

検 査 日 年 月 日

検査指示書 (完成・中間・その他)			
			検査員 ○ ○ ○ ○
検査年月日	年 月 日	契約番号	
工事名称			
請負業者名			
工事監督員			
検査立会者			
NO	指 示 事 項	確認方法・年月日	
修補期間			
請負業者確認	現場代理人 ○ ○ ○ ○		

年 月 日

様

大阪府

手直し通知書（完成検査）

年 月 日付けで申請のありました下記工事の完成検査を
年 月 日に実施した結果、手直しする必要がありますので、
次のとおり通知します。

記

工 事 名 称

工 事 場 所

工 期 年 月 日 ～ 年 月 日

工 事 種 別

完 成 日 年 月 日

検 査 日 年 月 日

手直し指示内容

手直し期間 日間

年 月 日

様

大阪府

手直し通知書（指定部分完成検査）

年 月 日付けで申請のありました下記工事の指定部分完成検査を
年 月 日に実施した結果、手直しする必要がありますので、
次のとおり通知します。

記

工 事 名 称

工 事 場 所

工 期 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

工 事 種 別

指定部分完成日 平成 年 月 日

検 査 日 平成 年 月 日

手直し指示内容

手直し期間 日間

様

平成 年 月 日

大阪府

手直し通知書（中間検査）

平成 年 月 日付けで申請のありました下記工事の中間検査を
平成 年 月 日に実施した結果、手直しする必要がありますので、
次のとおり通知します。

記

工 事 名 称

工 事 場 所

工 期 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

工 事 種 別

中間検査内容 平成 年 月 日

検 査 日 平成 年 月 日

手直し指示内容

手直し期間 日間

年 月 日

大阪府 様

業者名

印

手直し完了報告書 (完成検査)

年 月 日 の 完成検査において、手直し指示されました部分につきましては、下記のとおり完了しましたので報告します。

記

工 事 名 称

工 事 場 所

工 期 年 月 日 ～ 年 月 日

工 事 種 別

手直し完了日 年 月 日

手直し指示内容

年 月 日

大阪府 様

業者名

印

手直し完了報告書(指定部分完成検査)

年 月 日 の 指定部分完成検査において、手直し指示
されました部分につきましては、下記のとおり完了しましたので報告します。

記

工 事 名 称

工 事 場 所

工 期 年 月 日 ～ 年 月 日

工 事 種 別

手直し完了日 年 月 日

手直し指示内容

年 月 日

大阪府 様

請負業者名

印

手直し完了報告書(中間検査)

年 月 日 の 中間検査 において
手直し指示されました部分につきましては、下記のとおり完了しました
ので報告します。

記

工 事 名 称

工 事 場 所

工 期 年 月 日 ～ 年 月 日

工 事 種 別

手直し完了日 年 月 日

手直し指示内容

2. 大阪府総務部契約局建設工事検査の技術的基準

(目的)

第1条 この基準は、大阪府総務部契約局建設工事検査要領第9条の規定に基づき、検査員が検査を行うに当たって必要な技術的基準を定め、もって検査の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2条 検査は、契約書、仕様書及び設計書並びにその他関係書類に基づき、工事実施状況、出来形、品質及び出来栄えについて行うものとする。

(工事実施状況の検査)

第3条 工事実施状況の検査は、工事請負契約書等の履行状況について、施工計画書及び工事施工状況等の記録（工事打合せ記録又は工事写真等をいう。）と図面、仕様書及び設計書等（以下「設計図書」という。）とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第4条 出来形の検査は、設計図書と実地の位置、出来形寸法等を比較して別表第2に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察及び施工管理の状況を示す資料、工事写真等により、当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、工事請負契約書に定めるところにより、必要に応じて破壊して行うものとする。

(品質の検査)

第5条 品質の検査は、設計図書と実地の観察、材料の品質証明書及び試験結果等を比較して別表第3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察及び品質管理の状況を示す資料、工事写真等により、当該品質の適否を判断することが困難な場合は、工事請負契約書に定めるところにより、必要に応じて破壊して行うものとする。

(出来栄えの検査)

第6条 出来栄えの検査は、仕上げの状態、とおり、納まりの程度及び外観について、目視又は観察により行うものとする。

(中間検査)

第7条 中間検査は、別表第4に基づき行うものとする。

2 中間検査で確認した出来形部分等については、施工状況から再度の確認が必要な場合を除き、完成検査時の確認を省略することができる。

(出来高検査)

第8条 出来高検査は、工事の出来高に関する資料（監督職員が作成する出来高査定簿等をいう。）と工事の進捗状況を対比し、支払対象部分の工事完了及び支払対象の搬入済みの工事材料又は製造工場等にある工場製品の確保がなされているかの確認を別表第5に基づき行うものとする。

(清算検査)

第9条 清算検査は、出来高検査に準じて行うものとする。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年1月4日から施行する。

別表第1（第3条関係）

工事の実施状況の検査留意事項

項目	関係書類	内容
(1) 工事請負契約書等の履行状況	工事請負契約書、設計図書、関係法令に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・指示、承諾、協議事項等の処理内容 ・各種関係法令等に基づく届出書類 ・関係法令に基づく検査結果
(2) 施工体制	施工体制台帳、施工体系図、施工計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な施工体制の確保状況
(3) 工場製作状況	設計図書、施工計画書、製作図、完成図書、工場製作管理記録、試験成績書、工事打合簿(協議書)、製作写真	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書の要求事項に対する機器製作の処理状況及び管理状況
(4) 工事施工状況	設計図書、施工計画書、施工図、製作図、施工管理記録、試験成績書、監督員検査結果、工事打合簿(協議書)、工事写真、その他関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等と施工計画書の比較 ・工法、品質管理資料 ・施工に関する疑義の処理状況 ・不可視部分の写真撮影状況
(5) 工程管理	実施工程表、出来高、監理報告書、工事日報	<ul style="list-style-type: none"> ・工事管理状況、工事進捗状況
(6) 安全対策	工事難易度考査表、高度技術、創意工夫、社会性に関する考査表	<ul style="list-style-type: none"> ・各種関係法令等に基づく届出書類 ・関係法令に基づく検査結果
(7) その他	工事難易度考査表、高度技術、創意工夫、社会性に関する考査表	<ul style="list-style-type: none"> ・実施条件・状況の整合性

別表第2（第4条関係）

出来形検査の内容

■土木工事

項目	検査内容	検査方法
(1)一般事項	設計図書、仕様書等に表示される設計諸元及び構造物寸法	出来形管理基準及び規格値（土木工事施工管理基準）に基づき協議書、段階確認、出来形成果表及び出来形図、工事写真等によるほか、全測定箇所のおおね2割程度について実地検査において確認
(2)設計諸元の確認		
共通事項	位置又は起終点、基準高、延長	協議書、段階確認願、測量成果品、出来形成果表及び出来形図、工事写真、実測等により確認
河川	堤防天端高、河床高、河川幅員、河床縦断勾配、河川中心線	
砂防	基準高、法線	
道路	基準高、道路幅員、横断勾配、縦断勾配、道路中心線	
橋梁下部	中心間距離、支間長、斜角 支承部計画高	
下水道	管底高、縦断勾配、管渠中心線	
港湾	防潮堤天端高、護岸天端高 エプロン天端高、前面水深	
公園	施設配置（動線）	
山腹工	構造物配置、縦断勾配	
ため池	堤体中心線、施設配置	
ほ場	面積、施設配置	

<p>(3)構造物出来形の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 仮設構造物 <ul style="list-style-type: none"> 締切矢板 地中連続壁 仮設栈橋 	<p>基準高、根入長、編心量、延長 掘削深さ</p> <p>基準高、壁体長、変位、延長</p> <p>基準高、高さ、幅員、長さ</p>	<p>協議書、段階確認願、出来形成果表及び出来形図、工事写真、実測等により確認</p>
<ul style="list-style-type: none"> 基礎工 <ul style="list-style-type: none"> 基礎杭 ケーソン 	<p>基準高、根入長、杭径、編心量</p> <p>基準高、長さ、幅、高さ、壁厚 編心量</p>	<p>工場検査記録、出来形成果表及び出来形図、工事写真、実測等により確認</p>
<ul style="list-style-type: none"> 本体構造物 <ul style="list-style-type: none"> コンクリート構造物 法枠工 ブロック積工 法覆護岸 矢板護岸 築堤工 根固工 水制工 護床工 道路盛土工 路盤工 舗装工 	<p>長さ、幅、高さ、 その他設計図書明示の寸法</p> <p>法長、梁幅、梁高、梁中心間隔、 延長</p> <p>基準高、法長、厚さ(本体、裏込) 勾配、延長</p> <p>基準高、法長、(厚さ)、延長</p> <p>基準高、根入長、編心量、延長</p> <p>基準高、法長、天端幅、高さ、 延長</p> <p>基準高、幅、厚さ、長さ</p> <p>基準高、幅、厚さ、長さ、方向</p> <p>基準高、幅、厚さ、長さ</p> <p>基準高、法長、天端幅、高さ、 延長</p> <p>幅、厚さ、</p> <p>幅、厚さ、横断勾配、平坦性</p>	<p>協議書、段階確認願、出来形成果表及び出来形図、工事写真、実測等により確認</p> <p>協議書、段階確認願、出来形成果表及び出来形図、工事写真、実測等により確認</p>

橋梁上部工	基準高、支間長、橋長、キャンバー	
シールド工	管底高、管径、編位、扁平率 延長	
トンネル工	基準高、幅員、高さ、覆工厚さ 延長	
・その他 浚渫工	幅、長さ、深さ	
植栽工	本数(面積)、目通り周、高さ 枝張り	
植生工	法長、(厚さ)	
(4)製造工場等にある 工場製品	設計図書記載の寸法	工場検査記録、出来形成果表及び 出来形図、工事写真、実測等により 確認
(5)その他構造物	工種に応じ、基準高、幅、厚さ、 高さ、深さ、法長、長さ等	構造物ごとに、施工指針、施工要 領、仕様書等を参照し、請負者と 協議の上 適宜定める。

■建築工事

項目		検査内容	検査方法
杭工事		杭工事基準高、杭種、杭長、杭 径、本数、支持力、偏心量、整 地	施工計画書、施工記録、納品書、 工事写真、目視等により確認
本体工事	躯体	柱、梁、スラブの寸法 開口位置・寸法	施工計画書、施工記録、納品書、 工事写真、目視及び実測等により 確認
	仕上	仕上材料、範囲、厚さ	
外溝工事	屋外施設	形状、仕上	施工計画書、施工記録、納品書、 工事写真、目視及び実測等により 確認
	排水	基準高、管径、勾配、延長	
	舗装	基準高、幅、厚さ、横断勾配、 平坦性	

■設備工事

設備工事	検査内容	検査方法
	形状、管径、勾配	施工計画書、施工記録、設計審査願、工場検査報告書、工事写真、目視等により確認

別表第3（第5条関係）

品質の検査

項目	検査内容	検査方法
材料	材料の品質は、設計図書と対比して適切か	納品書、品質証明書、規格証明書、材料試験結果証明書、メーカーパンフレット等により確認
施工方法及び仕様	施工方法及び仕様は、設計図書と対比して適切か	施工計画書、施工記録、納品書、工事写真、目視及び実測等により確認
機能及び性能の水準	土木構造物、建築物、設備又は付帯施設等の機能及び性能の水準は設計図書と対比して適切か	目視又は実際に操作、計測して検査

別表第4（第7条関係）

中間検査の内容

検査項目		検査内容
施工状況		1 書類、その他資料などの整理状況、関係法規等の遵守状況 2 施工計画書、工事記録と工事内容との適合に関する事。こと。 3 施工、品質及び出来形管理に関する事。こと。 4 施工体制に関する事。こと。 5 工程管理に関する事。こと。 6 安全管理に関する事。こと。
出来高、品質及び出来栄え	出来形	形状及び寸法が設計図書等の条件との適合に関する事。こと。
	品質	性能等の水準に関する事。こと。
	出来栄え	外観、仕上がり及び細部の取り合いに関する事。こと。

中間検査の対象及び時期

中間検査の対象及び時期については下表のとおりとする。また、別途契約局建設工事契約課が必要と認める場合においても行う。

■土木工事

項目	内容
中間検査の対象	下記の構造物を含む土木工事
中間検査の時期	下記のいずれかの時期に行う。 1 重要構造物の配筋工事が完了したとき。 2 重要構造物の基礎工事が完了したとき。 3 重要構造物が埋設される前 4 えん堤等のマスコンクリート構造物の基礎岩盤掘削完了時 5 鋼構造物の仮組を行うとき。 6 完成検査時には足場等の撤去のため、検査が出来ない部分の完了時 7 部分使用を行う前

■建築工事

項目	内容
中間検査の対象	1 新築、増改築及び大規模改修工事で契約金額が1億8千万円以上の建築工事 (*大規模改修工事とは、原則として1棟の延床面積が2,000㎡以上の建物で、改修部位がその部位全体の過半を占める工事とする。) 2 耐震改修工事で、契約金額が1億8千万円以上の工事
中間検査の時期	■ 中間検査の対象が、上記1の場合 (1)下記のいずれかの時期に行う。 ①最下階の内装工事の下地工事が概ね完了した時 ②外装工事に着手する前 (2)くい工事を完了した時(新築又は増築工事で、くい工事を含む場合。ただし、エレベーター増築工事の場合を除く。) ■ 中間検査の対象が、上記2の場合 (1)下記の時期に行う。 ①耐震補強工事に先立つ既存設備の切り回し(迂回)工事の完了時 ②耐震補強フレーム施工中(概ね3層以上進捗し、最上層完了前までの間)

■設備工事

項目	内容
中間検査の対象	1 プラント設備工事は全工事 2 建築設備工事は新築、増改築及び改修工事で、原則として契約金額が5千万円以上の設備工事
中間検査の時期	下記のいずれかの時期に行う。 1 重要機器の試運転前 2 水中設備等の水没前 3 充電前 4 最下階の隠蔽箇所の施工が完了した時

別表第5（第8条関係）

出来高検査の内容

1 一般確認事項（製造工場にある工場製品等の確認を除く。）

- 1) 監督職員があらかじめ作成した出来高査定簿に計上された工事完了の確認は、次の項目により実地に検査を行う。
- 2) 現場に搬入された材料については、契約書第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払いの対象とすることを指定した物に限る。

項目	検査内容	検査方法
(1)工事完了の確認	○出来高査定簿に計上した工事完了の数量を確認	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書等の履行状況を確認 ・設計図書、施工計画書、製作図、施工管理記録、試験成績書、工事写真、出来形成果表及び出来形図、その関係書類により、出来高計上の数量を現地確認
(2)出来形確認	○現場に搬入された材料の数量の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・当該搬入材料の「納品書」、「納品数量表」により、材料の数量を現地確認 ・出来形成果表及び出来形図により目視及び実測で確認
(3)品質確認	○施工品質や使用材料の品質を確認	<ul style="list-style-type: none"> ・施工品質証明書・材料品質証明や試験成績表等により確認
(4)破壊試験		<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ契約書第31条第3項の規定に基づき、材料・躯体について最小限度の破壊試験を行う。

2 製造工場等にある工場製品の確認事項

1) 監督職員があらかじめ作成した出来高査定簿等に計上された工事完了の確認は、次の項目について検査を机上により行うことができる。

2) 特記仕様書に部分払いの対象として、明記された製品に限る。

項目	検査内容	検査方法
(1)出来高計上の数量確認	○出来高数量を確認	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書、施工計画書、設計図、工場製作管理記録、試験成績書、工事写真、その他関係書類により、出来高計上の製品数量を確認 ※なお、写真により数量の確認ができない場合は、監督職員が実地により数量等の確認検査を行ったことがわかる写真により確認
	○工場製品の管理状況を確認	<ul style="list-style-type: none"> ・当該工場製品の確保ができていないかを「保管請書」及び「保管場所・保管状況が分かる写真」により確認
(2)出来形確認	○設計図書に定める寸法を確認	<ul style="list-style-type: none"> ・工場検査記録、出来形成果表及び出来形図、製品寸法の実測写真により確認
(3)品質確認		<ul style="list-style-type: none"> ・工場製作管理記録、試験成績書により確認

大阪府総務部契約局建設工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、大阪府総務部契約局建設工事検査要領第13条に規定する成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定対象)

第2条 評定は、検査時の契約金額が250万円を超える建設工事を対象として行うものとする。ただし、電気、ガス、水道又は電話の引込工事、建物等の解体工事等で契約局長が必要でない認められたものについては、評定を省略することができる。

(評定者)

第3条 前条の評定を行うもの(以下「評定者」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 監督職員 契約の適正な履行の確保に必要な監督を行うため、発注機関の長が指定した職員をいう。ただし、監督職員を置かない場合は、担当課長補佐、担当(総括)主査及び担当職員とする。
- (2) 検査員 契約の給付の完了確認に必要な検査を行うため、契約局長が指定した職員をいう。

(評定の方法)

第4条 評定者は、監督、検査で確認した事項について、工事ごと及び評定者ごとに独立して的確かつ公正に評定を行うものとする。

2 評定者は、契約局長が別に定める成績評定基準に基づいて評定を行い、成績評定書を作成するものとする。

(評定の時期)

第5条 監督職員は建設工事完成時に、検査員は検査実施時にそれぞれ評定を行うものとする。

(評定結果の報告)

第6条 検査員は、検査の評定結果について契約局長の決裁を受けた後、監督職員の評定結果と併せて契約担当者に報告するものとする。

2 契約担当者は、報告を受けた評定結果が大阪府入札参加停止要綱(以下「入札参加停止要綱」という。)別表三(4)「建設工事等の履行成績が不良と判定された場合」に該当する場合は、大阪府入札参加停止審査会(以下「入札参加停止審査会」という。)に速やかにその旨を報告するものとする。

(評定結果の通知と公表)

第7条 契約担当者は、検査員からの報告に基づき、評定結果を速やかに当該契約の相

- 手方(以下「請負者」という。)に通知するものとする。
- 2 契約局長は、評価結果を当該評価結果に係る建設工事の検査を行った日の属する月の翌々月の10日までに、府のホームページ(以下「ホームページ」という)に掲載して公表するものとする。
 - 3 前項の規定による公表は、成績評価結果表(様式第4号)(以下「評価結果表」という。)により行うものとする。

(評価結果の説明請求等)

- 第8条 前条第1項に規定する通知を受けた請負者は、その評価結果について疑義があるときは、通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に、成績評価結果に関する説明請求書(以下「説明請求書」という。)(様式第1号)により、契約担当者に対して評価の内容について説明を求めることができる。
- 2 前項の規定により説明を求められた場合、契約担当者は、大阪府総務部契約局競争入札審査会(以下「競争入札審査会」という。)に諮った上、成績評価結果に関する説明請求に対する回答書(以下「回答書」という。)(様式第2号)により回答するものとする。
 - 3 契約局長は、前項の規定による回答が行われたときは、当該説明請求書及び回答書の内容を成績評価結果に関する説明請求に対する回答表(様式第5号)に記載し、速やかにホームページに掲載して公表するものとする。

(評価結果後の減点措置及び通知等)

第9条 契約局長は、契約担当者が第7条第1項の規定による通知を行った後、請負者が当該契約に関して次に定める措置内容に該当した場合は、それぞれに定める点数を当該契約の評価結果から減点するものとする。

(1)大阪府入札参加停止要綱に基づき措置されたことによる減点

措置等の内容	点数
1 当該契約に関して入札参加停止期間が3月以上	-10点
2 当該契約に関して入札参加停止期間が2ヶ月以上3ヶ月未満	-8点
3 当該契約に関して入札参加停止期間が1ヶ月以上2ヶ月未満	-6点
4 当該契約に関して入札参加停止要綱上の警告	-4点
5 当該契約に関して入札参加停止要綱上の注意喚起	-2点

注1)対象は、当該措置を行った日の属する年度を含む過去2年度間に完成検査を実施したものとする。

注2)「大阪府入札参加停止要綱に基づき措置されたことによる」とは、請負者が同要綱に定める措置要件に明らかに該当するが、入札参加登録を行っていないことにより入札参加停止等の措置がなされなかった場合も含むものとする。

(2)大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づき措置されたことによる減点

措置等の内容	点数
1 当該契約に関して入札参加除外	-10点

注1)対象は、当該措置を行った日の属する年度を含む過去2年度間に完成検査を実施し

たものとする。

注2)「大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づき措置されたことによる」とは、請負者が同要綱に定める措置要件に明らかに該当するが、入札参加登録を行っていないことにより入札参加除外等の措置がなされなかった場合も含むものとする。

(3) 契約書に規定する完成検査時の指示事項(軽微なかし修補指示)に対する不履行による減点

措 置 等 の 内 容	点 数
当該契約に関して完成検査時の指示事項(軽微なかし修補指示)に対する不履行	-4点

注) 契約局長は、発注機関の長から完成検査時の指示事項(軽微なかし修補指示)に対する不履行の報告を受けた場合は、「入札参加停止審査」に速やかにその旨を報告するものとする。

- 2 契約局長は、前項の規定による減点を行った場合は、成績評定減点通知書(様式第3号)により当該請負者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知を行ったときは、契約局長は、第7条第3項の規定により公表している成績評定結果表について、当該請負業者に係る成績評定点を減点後の成績評定点に速やかに修正するものとする。この場合において、減点措置後の評定結果を減点後の成績評定結果表(様式第4-1号)に記載し、速やかにホームページに掲載して公表するものとする。
- 4 第1項を適用し減点措置を行った後の評定結果については、第6条第2項を適用しないものとする。

(減点通知の説明請求等)

第10条 前条第2項の規定による通知を受けた請負者は、その評定結果の減点について疑義があるときは、当該通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に、成績評定減点に関する説明請求書(以下「減点説明請求書」という。)(様式第3-1号)により、契約局長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

- 2 前項の規定により説明を求められた場合、契約局長は、競争入札審査会に諮った上、成績評定減点に関する説明請求に対する回答書(以下「減点に関する回答書」という。)(様式第3-2号)により、当該請負者に回答するものとする。
- 3 契約局長は、前項の規定による回答が行われたときは、当該減点説明請求書及び回答書の内容を成績評定減点に関する説明請求に対する回答表(様式第6号)に記載し、速やかにホームページに掲載して公表するものとする。

(公表の期間)

第11条 第7条第2項、第8条第3項、第9条第3項及び前条第3項の規定による公表の期間は、ホームページに掲載した日の属する月の末日から起算して1年間とする。

(細則)

第12条 この要領に定めるもののほか、契約局長が行う建設工事の契約に係る成績評定に関し必要な事項は、契約局長が別に定めるものとする。

附 則（施行期日）

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、平成22年3月20日から施行する。
- 6 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 この要領の規定に基づく公表については、この要領の施行の日以後に公表するものから適用し、同日前に公表するものについては、なお従前の例による。

建設工事成績評定要領様式集

目 次

様式番号	様式名	頁
様式第1号	成績評定結果に関する説明請求書	3-37
様式第2号	成績評定結果に関する説明請求に対する回答書	3-38
様式第3号	成績評定減点通知書	3-39
様式第4号	成績評定結果表	3-40

年 月 日

契約担当者 様

請負業者名 印

成績評定結果に関する説明請求書

年 月 日付け検査合格書の成績評定結果について、
下記により説明を求めます。

記

1 工事名称

2 説明請求の理由

(備考) この様式によりがたい場合は、この様式に準じて作成できるものとする。

契約の相手方

商号又は名称

代表者職氏名 様

契約担当者職氏名 印

成績評定結果に関する説明請求に対する回答書

年 月 日付け検査合格書の成績評定結果に関する
説明請求について、下記のとおり回答します。

記

1 工事名称

2 説明請求に対する回答

契約の相手方

商号又は名称

代表者職氏名 様

契約担当者職氏名 印

成績評定減点通知書

貴社が受注した下記契約に係る成績評定を減点しましたので通知します。

記

- 1 工事名称
- 2 工期 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 契約金額
- 4 今回再通知成績評定 点
(既通知成績評定 点)
- 5 減点理由

なお、この減点通知の結果について疑義があるときは、通知を受けた日から起算して14日（休日含む。）以内に、当職に対しその旨を付した書面により説明を求めることができます。

様式第4号

年 月分 建築工事成績評定結果表

	部局名	所属課	契約番号	契約名	請負者	契約金額	検査実施 年月日	成績評点

年 月分 土木工事成績評定結果表

	部局名	所属課	契約番号	契約名	請負者	契約金額	検査実施 年月日	成績評点

年 月分 設備工事成績評定結果表

	部局名	所属課	契約番号	契約名	請負者	契約金額	検査実施 年月日	成績評点

4. 大阪府都市整備部請負工事検査基準

(目的)

第1条 この基準は、「地方自治法第234条の2第1項」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、都市整備部が所掌する工事のうち都市整備部検査権限工事（契約金額が250万円以下の工事）の検査に必要な事項を定め、検査を適切に実施することにより、適正かつ効率的な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2条 検査は、設計図書に定める、工事目的物の出来形、出来ばえ、品質及び工事の実施状況について、別に定める「請負工事検査の指針」（以下検査指針という。）に基づき適否の判断を行なうものとする。

(検査職員)

第3条 工事の検査は、契約担当者及び契約担当者が指定する検査職員（以下「検査職員」という。）が行なうものとする。

2 検査職員の検査は、契約の適正な履行を確保するため、工事とその工事に関する設計図書の内容に適合しているかどうかについて確認するものとする。

(検査の実施)

第4条 検査職員は、監督員からあらかじめ請負者に検査を実施する旨通知させるとともに、請負者立会いのもとに検査を行なうものとする。

2 契約担当者は、請負者の工事完成届を受理した日から14日以内に、検査職員に完成検査を行なわせるものとする。

3 検査職員は、第2項の検査の外、既済部分の出来形検査、検査指針に基づく中間検査を行なうとともに、工事途中において必要があると認めた時は、出来形・品質・施工管理状況等について検査を行なうものとする。

4 検査には、当該工事の監督員及び副監督員が立ち会うものとし、検査職員は、監督員等に工事に関する説明を求めることができるものとする。

(検査の復命)

第5条 検査職員は、工事の完成検査及び前条第3項の既済部分の出来形検査で請負者から工事請負代金の部分払いの請求があった工事の検査を合格としたときは、速やかに検査調書を契約担当者に提出しなければならない。

(手直しの指示)

第6条 検査職員は、検査の結果手直しが必要と認めたときは、手直し通知書により契約担当者に手直しを指示するものとし、手直し工事が適切に完成したことを確認した後に、前条の検査調書を提出するものとする。

2 手直し指示を行なった場合は、手直し工事の完成の確認を行なった日を工事完成の日とみなし、第4条第2項の規定を適用する。

(工事成績の評定)

第7条 本基準を適用して検査を行った工事の成績評定は行なわないものとする。

附則

- 1 この基準は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この基準は、平成17年4月1日から施行する。
- 3 この基準は、平成21年4月1日から施行する。
- 4 この基準は、平成30年4月1日から施行する。

5. 請負工事検査の指針

(目的)

第1 この技術基準は、地方整備局の所掌する土木工事の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2 検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質について、適否の判断を行うものとする。

(工事実施状況の検査)

第3 工事実施状況の検査は、契約書等の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況及び施工体制等の工事管理状況に関する各種の記録(写真、ビデオによる記録を含む。(以下「各種の記録」という。))と、契約図書とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第4 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、検査職員は契約書第31条第2項の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(品質の検査)

第5 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比し、別表第3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、検査職員は契約書第31条第2項の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(出来形部分の数量の確認)

第6 工事の出来形部分の数量は、工事出来形及び品質の検査の結果に基づき、出来形数量計算書により確認するものとする。

(中間検査)

第7 中間検査は、次の各号に掲げる内容について行うものとする。

- (1) 舗装下部工事
- (2) 重要施設の基礎工事
- (3) 重要施設の配筋工事
- (4) 堰堤下部工事
- (5) 重要な矢板工法のタイロッド工事
- (6) 重要機器の重要部品
- (7) 鉄鋼構築物の仮組
- (8) 土留工、仮締切等本工事仮設物及び用排水施設機械電気設備等工事用仮設物の状況
- (9) 重要設備機器の仮組立、構造、機能、性能
- (10) 設備工事における水没部工事、埋設部工事、充電前確認
- (11) 設備工事における各種試験・測定、試運転
- (12) 設計変更を要する点の有無の確認
- (13) 工事の安全管理状況
- (14) その他発注者が必要と認めた事項

2 工場検査は、平成17年9月1日付け事務連絡「建設工事の施工管理における『工場製品確認』の取扱いについて（通知）」に準じて実施するものとする。

（機械、電気等設備工事）

第8 機械、電気等設備工事の検査については、第1から第6による外、別に定める「機械電気設備工事検査基準」を標準として検査を行うものとする。

別表第1 工事の実施状況の検査留意事項

項目		関係書類	内容
1	契約書等の履行状況	契約書、仕様書	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況その他契約書等の履行状況（他に掲げるものを除く。）
2	工事施工状況	施工計画書、工事打合せ簿、その他関係書類	工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況
3	工程管理	実施工程表、工事打合せ簿	工程管理状況及び進捗内容
4	安全管理	契約図書、工事打合せ簿	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況
5	施工体制	施工計画書、施工体制台帳	適正な施工体制の確保状況

工場検査の留意事項

項目	検査内容	備考
1 材料検査	ミルシートの照合 機械試験等の報告書	
2 外観・構造検査	構造・寸法検査及び仮組立検査 品質及び溶接検査等	
3 塗装検査	膜厚及び材料確認	
4 その他必要な検査等		

別表第2 出来形寸法検査基準

工 種		検査内容	検査密度	
共通	共通 的 工 種	矢板工	基準高、変位、根入長、延長	250 枚につき1箇所以上（ただし、施工延長 250 枚以下の場合は2箇所以上）
		法枠工 吹付工 植生工	厚さ、法長、間隔、幅、延長	200m につき1箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は2箇所以上）
	基礎工		基準高、根入長、偏心量	1 基または1 目地間当たり1 箇所以上
	石・ブロック積(張)工		基準高、法長、厚さ、延長	100m につき1箇所以上（ただし、施工延長 100m 以下の場合は2箇所以上）
	一般 舗 装 工	路盤工	基準高、幅、厚さ	基準高、幅は 200m につき1箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は2箇所以上）厚さは、1 km につき1箇所以上（ただし1 km 以下は2箇所以上）
			基準高、厚さあるいは標高較差（3次元モデルによる場合）	1 工事につき1 断面（3次元モデルによる場合）
		舗装工	基準高、幅、厚さ、横断勾配、平坦性	基準高、幅は 200m につき1箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は2箇所以上）厚さは、施工面積 10,000m ² につき1箇所以上コアーにより検査（ただし、施工面積 10,000m ² 以下の場合は2箇所以上）
			基準高、厚さあるいは標高較差（3次元モデルによる場合）	1 工事につき1 断面（3次元モデルによる場合）
	地盤改良工		基準高、幅、厚さ、延長	200m につき1箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は2箇所以上）
	土工		基準高、幅、法長	200m につき1箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は2箇所以上）
天端面・法面の設計との標高較差、または水平較差（3次元モデルによる場合）			1 工事につき1 断面（3次元モデルによる場合）	

別表第2 出来形寸法検査基準

工 種		検査内容	検査密度
河川	築堤護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長	200m につき1箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は2箇所以上）
	浚渫（川）	基準高、幅、深さ、延長	
	樋門・樋管	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	水門・樋門・樋管は本体部、呑口部につき構造図の寸法表示箇所の任意部分 函渠は同種構造物ごと2箇所以上
	水門		
海岸	堤防護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長	200m につき1箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は2箇所以上）
	突堤・人工岬		
	海岸堤防		
	浚渫（海）	基準高、幅、深さ、延長	
突堤・人工岬	砂防ダム	基準高、幅、厚さ、延長	構造図の寸法表示箇所の任意箇所（3箇所以上）
	海岸堤防	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	200m につき1箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は2箇所以上）
	浚渫（海）	基準高、幅、深さ、延長	100m につき1箇所以上（ただし、施工延長 100m 以下の場合は2箇所以上）
ダム	コンクリートダム	基準高、幅、ジョイント間隔、堤長	5ジョイントにつき1箇所以上
	フィルダム	基準高、外側境界線	5測点につき1箇所以上
道路	道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100m につき1箇所以上（ただし、施工延長 100m 以下の場合は2箇所以上）
	橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高さ、支間（スパン）長、変位	スパン長は各スパンごと。 その他は同種構造物ごとに1基以上につき構造物図の寸法表示箇所の任意部分
	鋼橋上部	部材寸法 基準高、支間長、中心間距離、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上。 5径間以上は2径間につき1箇所以上
	コンクリート橋上部工	部材寸法 基準高、幅、高さ、厚さ、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上。 5径間以上は2径間につき1箇所以上

別表第2 出来形寸法検査基準

工 種		検査内容	検査密度
道路	トンネル	基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、間隔、延長	両坑口を含めて、100m につき1 箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合には両坑口部を含めて3 箇所以上）
下水	管渠（推進工）	管径、基準高（管低高）中心線の偏位（水平方向）延長	管径は内径の変化点等で適宜実測する。基準高は施工延長200m未满是2箇所以上 施工延長200m以上は200mにつき1箇所以上 中心線の偏位は適宜実測する。延長は原則として施工延長を実測する。
	管渠（シールド工）	管径、基準高（管低高）一次覆工の設置状態中心線の偏位（水平方向）延長	管径、基準高は施工延長、200m未满是3箇所以上 200m以上800m未满是4箇所以上 800m以上は200mにつき1箇所以上実測する。 一次覆工の設置状態は、セグメントの破損、組立状態を観察等により確認する。中心線の偏位は適宜実測する。延長は、原則として施工延長を実測する。 二次覆工厚は、脱型時に実測した施工管理記録を覆工計画と照合する。
その他構造物		工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	同種構造物ごとに適宜決定する。

備考（1）検査は実地において行うことを原則とするが、特別の理由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書、3次元モデル等により、検査することができる。

（2）施工延長とは施工延べ延長をいう。

別表第3 品質検査基準

工 種	検 査 項 目	検 査 対 象	検 査 内 容	検 査 方 法
(1) 共 通	出来ばえ	適 宜	仕上げ面、とおり、 すり付けなどの程度 及び全般的な外観は 良好か	イ. 主に観察により 検査する ロ. 場合により実測 する
	構造物等の 機能	適 宜	構造物又は付属設備 等の性能は設計図書 と対比して適切か	主に実際に操作して みて検査する
	材 料	適 宜	品質及び寸法は、設 計図書と対比して適 切か	イ. 観察又は品質証 明により検査する ロ. 場合により実測 する
(2) 土 工	イ. 土質又 は岩質 ロ. 支持力 又は密度	出来形寸法 検査基準の 検査対象に 準ずる	イ. 土質、岩質は、 設計図書等と一致 しているか ロ. 支持力又は密度 設計図書と対比し て適切か	イ. 主に施工管理記 録及び観察により 検査する ロ. 場合により実測 する
(3) 路 盤 工	イ. 合成粒 度又は岩 質 ロ. 支持力 又は密度	出来形寸法 検査基準の 検査対象に 準ずる	イ. 路盤材料の合成 粒度は設計図書と 対比して適切か ロ. 支持力又は締固 め密度は設計図書 と対比して適切か	イ. 主に施工管理記 録及び観察により 検査する ロ. 場合により実測 する
(4)セメント コンクリート 工	コンクリートの強 度	同 上	コンクリートの密度 は、設計図書と対比 して適切か	同 上

工 種	検 査 項 目	検 査 対 象	検 査 内 容	検 査 方 法
(5) アスファルト コンクリート 工法	イ アスファルト 使用量 ロ 骨材粒度 ハ 密度 ニ 打設温度	出来形寸法 検査基準の 検査対象に 準ずる	アスファルト使用量、骨材 粒度、密度及び打設 温度は設計図書と対 比して適切か	イ. 主に既に採取さ れたコアー及び現 地の観察並びに施 工管理記録により 検査する ロ. 場合により実測 する
(6) 基礎工	イ. 支持力 ロ. 上部構 造との関 係	適 宜	イ. 支持力は、設計 図書と対比して適 切か ロ. 基礎の位置、上 部との接合等は適 切か	イ. 主に施工管理記 録及び観察により 検査する ロ. 場合により実測 する
(7) 薬液注入工	イ 注入材料 ロ 注入量 ハ 施工状況 ニ 水質試験	適 宜	イ. 注入材料は、設 計図書、施工計画 書と対比して適切 か ロ. 注入量は、設計 図書、施工計画書 と対比して適切か ハ. 施工状況は、設 計図書、施工計画 書と対比して適切 か ニ. 水質試験は、設 計 図書、施工計 画書 と対比して 適切か コンクリートの密度	イ. 施工計画書に基 づき、注入材の種 別を確認する。 ロ. 自動記録計によ る記録表、注入日 報に基づき、注入 量を確認する。 なお、使用済の容 器、空袋等（工事 記録写真）の確認 をする。 ハ. 施工状況と工事 記録写真により確 認する。 ニ. 水質分析試験結 果及び測定回数、 期間を確認する。

工 種	検 査 項 目	検 査 対 象	検 査 内 容	検 査 方 法	
(8) 溶接	1 非破壊検査 (1) 外観検査	適 宜	溶接部の外観のトの 波形 アダーカットの良否 オーバーラップの有無 フローホール、ピンホールの有無 亀裂の有無 スガの巻込みの有無 クレーターの有無 喉厚は適当か 脚長は適当か 余盛の高さは適当か 溶接ひずみの寸法の くるいはないか	外観点検観察 外観点検観察 " " " " " " " " "	
	(2) 浸透探傷 検査 (2) - 1 染色 浸透探傷 検査 (カラー チェック)		適 宜	表面にある欠陥の有 無	J I Sによる
	(2) - 2 けい 光浸透探 傷検査				
	(3) 磁粉探傷 検査		適 宜 適 宜	表面にある欠陥の有 無	J I Sによる J I Sによる
	(4) 超音波探 傷検査			内部にある欠陥の有 無	
	(5) 放射線透 過検査		適 宜	内部にある欠陥の有 無	J I Sによる

工 種	検 査 項 目	検 査 対 象	検 査 内 容	検 査 方 法
	2 破壊検査 (1) 引張試験 (2) 硬さ試験 (3) 衝撃試験 (4) 分析試験	適 宜	特に必要がある場合 引張強さ 降込点強さ 硬度、 化学成分	J I Sによる
(9) 塗装	1 材料検査	適 宜	塗料の規格、銘柄の 良否 塗料の銘柄、数量の 良否	塗料試験成績表で確 認 カラー写真及び購入 伝票の照合
	2 素地検査	適 宜	ケレン種別の処理の 良否	カラー写真等により 判定
	3 外観検査	適 宜	塗布回数 の良否 塗装面の良否 塗膜厚さの良否	カラー写真等により 判定 肉眼観察 膜厚計により計測す る
(10) 溶融亜鉛 メッキ	1 外観検査	適 宜	実的になめらかで 不メッキその他使用 上の有害な欠陥の有 無	肉眼観察 手触り
	2 付着量、 均一性試験	適 宜		試験成績表で確認
	3 密着性 試験	適 宜		ハンマー試験